

タイヤ空気充てん業務特別教育講習会について

時下ますます ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より大変にお世話になっております。

さて、標記の件 タイヤ作業に関わる者は 必ず受講しなければ
ならないことと安全教育で規定されております。

また、整備士免許をお持ちの方も 関係法令（午前の部）を
受講しなければならないと規定されております。

会員の方 従業員の皆様 各お取引先 お得意様 等々

周知 ご案内をさせていただきますよう お願い申し上げます。

埼玉県タイヤ商工協同組合

理事長 相原 一広